

令和5年1月26日

## 令和5年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方	2
---------	---

### 【説明編】

第1 合同研修の全体像	4
1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
2 簡易裁判所判事の合同研修	6
(1) 裁判系	6
(2) 導入系	6
3 令和5年度の変更点等の概要	7
(1) オンライン研修の推進	7
(2) 研修を最適化しつつ、臨機応変に研究会を実施すること	7
(3) ベーシック研修及びミニ基盤研修	8
第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	9
1 左陪席クラス（未特例判事補）	9
2 右陪席クラス（特例判事補・判事）	10
3 裁判長クラス（判事）	13
4 高裁に所属する裁判官	14

### 【資料編】

資料1 合同研修（種類別）

資料2 合同研修（時系列）

資料3 令和5年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、（参考）令和5年度裁判官研修のイメージを添付しています。

# 本 書 面 の 使 い 方

## 1 はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることも不可欠です。

また、民事訴訟を始め、各裁判手続でデジタル化が進行することが予定されており、デジタル化を通じて裁判手続の新しいプラクティスを確立する必要があります。特に、民事訴訟では「フェーズ3」を見据えて、合理的で効率的な争点整理を実践することや、その成果を判決に活かすことが求められています。

裁判官が、求められる資質・能力を修得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねるとともに、新たな課題について、慣行に捕らわれない柔軟な発想や姿勢で臨むことが必要であり、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、主体的・自律的に自己研さんに励むことが期待されています。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

以上のような観点から、応募型の研修については積極的に応募するようしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

## 2 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

- (1) 説明編では、第1で合同研修の全体像について説明し、第2で判事・判事補の合同研修について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。

第1では、合同研修の位置付けが確認できます。第2では、裁判官各自に関係する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは、一番を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

- (2) 資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2）、各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

# 第1 合同研修の全体像

## 1 判事・判事補の合同研修

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

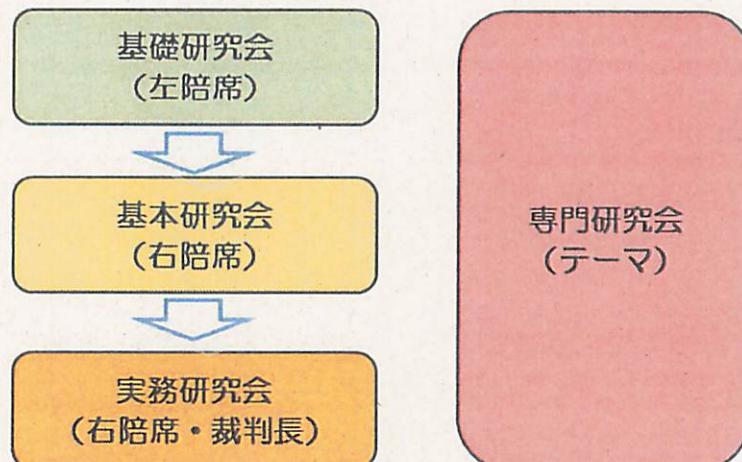
### （1）裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください（ただし、上記の分類の対象者は、あくまで目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。）。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の（参考）令和5年度裁判官研修のイメージも参照してください。

## (2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになったりした際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

### ① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例) 新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

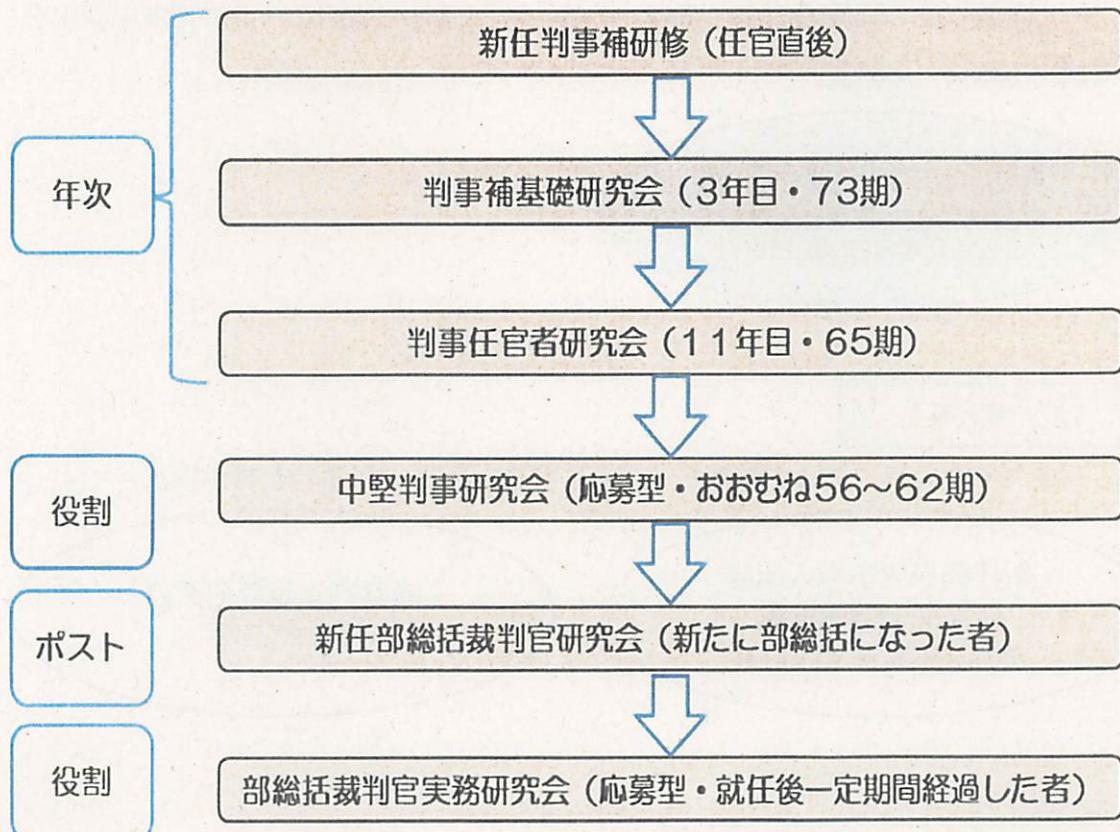
### ② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例) 支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

### ③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例) 中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになったりした裁判官を対象とする研究会があります。



### (3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

これまで、基盤系の研究会では、研究会ごとに、判事が参加することができる研究会、判事補が参加することができる研究会等と応募資格を設けていましたが、令和5年度からは、原則として応募資格は設けないこととしました（令和5年度は基盤研究会4を除く。）ので、ぜひ積極的に参加してください。

## 2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、②導入系の2系統に整理しています。

### (1) 裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会  
簡裁判事刑事実務研究会  
※令和元年8月以前任官者

### (2) 導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修  
新任簡裁判事研修  
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会  
※任官2年目

### 3 令和5年度の変更点等の概要

#### (1) オンライン研修の推進

一部の研修を除いて、多くの研修では、参集による方法によらなくても、オンラインによる方法によって水準を維持した効果的な研修を行えること、オンライン研修の方が研修への参加が容易であること、連日ではなく、日を置いた研修や、短時間の研修を機動的に開催できることなど、オンライン研修のメリットが大きいことから、参集による研修の必要性にも十分配慮しながら、オンライン研修を推進することとします。ただし、研究会の性質に鑑み、一部の研究会については参加方法を参集とします（新任判事補研修、判事補基礎研究会等）ので、各研究会の実施要領を確認するようにしてください。

#### (2) 研修を最適化しつつ、臨機応変に研究会を実施すること

合同研修の実施本数が年々増加する中で、立法の動きや裁判手続のデジタル化等の裁判所を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、機動的かつ臨機応変に研究会を実施する必要性が増大しています。そこで、当教官室では、今般、既存の合同研修の在り方を最適化の観点から見直した上、情勢の変化等に即応した研修の在り方や内容を検討するとともに、必要に応じて、臨機応変に新たな研修を行うことも検討することとしました。

個別の合同研修に関する変更点は次のとおりです。

##### ア 今後実施しないもの

民事通常基本研究会1（なお、民事通常基本研究会2は「民事通常基本研究会」として今後も実施します。）

##### イ 別途設ける研究会の枠で必要に応じて実施するもの

民事通常専門研究会（合議充実）、同（複雑困難）は、「民事訴訟の諸問題」を取り扱う民事通常専門研究会の中で必要に応じて実施します。

##### ウ 内容を同一とするもの

行政基礎研究会と行政実務研究会は、内容を同一のものとして、行政基礎・実務研究会として実施します。

##### エ 一本化するもの

簡裁判事民事実務研究会と簡裁判事専門研究会を一本化し、名称は簡裁判事民事実務研究会とします。

##### オ 隔年実施とするもの

令和5年度実施：知財基礎研究会、建築基本・実務研究会

令和6年度実施：IT基礎・実務研究会、医療実務研究会

(3) ベーシック研修及びミニ基盤研修

令和4年度に試行的に実施していたベーシック研修（初めて単独事件を担当したり、新たな分野を担当したりする裁判官を念頭に、オンラインを活用して、裁判官講師による講演等を数時間程度で機動的に行うもの）及びミニ基盤研修（社会事象や周辺諸科学に関する先端のトピック等について、オンラインを活用して専門家による講演等を数時間程度で行うもの）は、好評であったため、本年度も引き続き実施します。

## 第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等



① 判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

ただし、以下の整理は、あくまで主たる対象者に基づく目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。

なお、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実施することがあります。

### 1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

#### 裁判系

##### ○ 基礎研究会

(民事分野)

医療基礎研究会【1】

行政基礎研究会【2】

(行政実務研究会と合同実施)

知的財産権基礎研究会【3】(73期以上)

(刑事分野)

刑事基礎研究会【4】(74期以上)

(刑事基本研究会1と合同実施)

##### ○ 基本研究会

(家裁分野)

少年基本研究会【12】(少年事件担当者)

(その他)

## ベーシック研修【5、13】

### ○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1（民事訴訟の諸問題）【21】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会3（裁判手続のIT化）【23】（民事事件担当者）

(その他)

外国司法専門研究会【29】

### 導入系

判事補基礎研究会【31】（73期・対象者全員が参加）

### 基盤系

基盤研究会1（グローバル）【42】

基盤研究会2（統計とデータ分析）【43】

基盤研究会3（ワークライフバランス）【44】

基盤研究会5（法哲学）【46】

基盤研究会6（家族）【47】

ミニ基盤研修【48】

### 2 右陪席クラス（特例判事補・判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

### 裁判系

#### ○ 基礎研究会

(民事分野)

医療基礎研究会【1】（特例判事補）

行政基礎研究会【2】（特例判事補）

(行政実務研究会と合同実施)

知的財産権基礎研究会【3】（特例判事補）

#### ○ 基本研究会

※ 当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいず

れかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加する  
ことが望ましいと考えています。

(民事分野)

民事通常基本研究会【6】(61期以下)

建築基本研究会【7】(民事事件担当者)

(建築実務研究会と合同実施)

労働基本研究会【8】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(労働実務研究会と合同実施)

(刑事分野)

刑事基本研究会1(事実認定)【9】(61期以下)

(刑事基礎研究会と合同実施)

刑事基本研究会2(訴訟運営)【10】(61期以下)

(なお、刑事基本研究会1(事実認定)と刑事基本研究会  
2(訴訟運営)は、通じて応募することができる。)

(家裁分野)

家事基本研究会【11】(家事事件担当者)

(家事実務研究会と一部合同実施)

少年基本研究会【12】(少年事件担当者)

(その他)

ベーシック研修【5、13】

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会【14】(民事事件担当者)

建築実務研究会【15】(民事事件担当者)

(建築基本研究会と合同実施)

行政実務研究会【16】(行政事件担当者)

(行政基礎研究会と合同実施)

労働実務研究会【17】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(労働基本研究会と合同実施)

(刑事分野)

刑事実務研究会1、2【18、19】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事実務研究会【20】(家事事件担当者)

(家事基本研究会と合同実施)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会1(民事訴訟の諸問題)【21】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会2(争点整理)【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会3(裁判手続のIT化)【23】(民事事件担当者)

(刑事分野)

刑事専門研究会2(現代刑事法の諸問題1)【25】(刑事事件担当者)

刑事専門研究会3(現代刑事法の諸問題2)【26】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会1(後見)【27】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会2(人事訴訟)【28】(人事訴訟事件担当者)

(その他)

外国司法専門研究会【29】

導入系

判事任官者研究会【32】(現行65期及び新65期・対象者全員が参加)

支部長研究会【34】(初めて支部長とされた者・対象者全員が参加)

中堅判事研究会【38】(おおむね56期から62期まで・応募型)

家裁実務研究会【39】(家裁上席の判事又は判事補)

法律実務教育研究会【41】(法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補・対象者全員が参加)

基盤系

基盤研究会1(グローバル)【42】

基盤研究会2(統計とデータ分析)【43】

基盤研究会3(ワークライフバランス)【44】

基盤研究会5(法哲学)【46】

基盤研究会6(家族)【47】

ミニ基盤研修【48】

### 3 裁判長クラス（判事）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

#### 裁判系

##### ○ 基本研究会

（家裁分野）

家事基本研究会【11】（家事事件担当者）

（家事実務研究会と一部合同実施）

少年基本研究会【12】（少年事件担当者）

（その他）

ベーシック研修【5、13】

##### ○ 実務研究会

（民事分野）

金融・経済実務研究会【14】（民事事件担当者）

建築実務研究会【15】（民事事件担当者）

（建築基本研究会と合同実施）

行政実務研究会【16】（行政事件担当者）

（行政基礎研究会と合同実施）

労働実務研究会【17】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（労働基本研究会と合同実施）

（刑事分野）

刑事実務研究会1、2【18、19】（刑事事件担当者）

（家裁分野）

家事実務研究会【20】（家事事件担当者）

（家事基本研究会と合同実施）

##### ○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会1（民事訴訟の諸問題）【21】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会2（争点整理）【22】（民事事件担当者）

民事通常専門研究会3（裁判手続のIT化）【23】（民事事件担当者）

(刑事分野)

刑事専門研究会1（裁判員）【24】（新たに裁判長として裁判員裁判を担当する者及びこれに準ずる者）

刑事専門研究会2（現代刑事法の諸問題1）【25】（刑事案件担当者）

刑事専門研究会3（現代刑事法の諸問題2）【26】（刑事案件担当者）

(家裁分野)

家事専門研究会1（後見）【27】（後見関係事件担当者）

家事専門研究会2（人事訴訟）【28】（人事訴訟事件担当者）

(その他)

外国司法専門研究会【29】

### 導入系

新任部総括裁判官研究会【35】（初めて部総括判事に指名された者・対象者全員が参加）

家裁実務研究会【39】（家裁上席の判事又は判事補）

部総括裁判官実務研究会【40】（部総括就任後一定期間を経過した者・応募型）

### 基盤系

基盤研究会1（グローバル）【42】

基盤研究会2（統計とデータ分析）【43】

基盤研究会3（ワークライフバランス）【44】

基盤研究会4（裁判官の成長支援）【45】（部総括判事）

基盤研究会5（法哲学）【46】

基盤研究会6（家族）【47】

ミニ基盤研修【48】

## 4 高裁に所属する裁判官

1～3に記載した各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。